

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、鳶・左官工として就労していた。

被災者は、同年〇月〇日午後〇時〇分頃、複数の同僚とともに事業場倉庫において資材を片付けていたが、被災者が資材を所定の場所と違う所に置こうとしたことから、同僚が口頭で注意し、更に事業主も加わって説教を行った。その後、被災者は、同日午後〇時〇分頃からC路上（以下「第1現場」という。）に連れ出され、同所において、事業主は被災者の日頃の態度について再び説教を行ったが、被災者から期待するような反応がなかったため、立腹し、被災者に暴行を加えた。更に、事業主らは、一旦、第1現場から会社に戻ろうとしたが、車の中の被災者の態度に対して再度立腹し、車でD路上（以下「第2現場」という。）に移動した後に、翌日午前〇時頃、飲酒をしながら、被災者に殴る蹴るの暴行を加えた（以下「本件災害」という。）。

その後、同日午前時頃、被災者を車に乗せ、第2現場から会社事務所へ向かったところ、被災者の息が弱くなっていたことから、事業主らは被災者をE病院に搬送したが、同日午前〇時〇分頃、同病院にて被災者の外傷性ショックによる死亡が確認された。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監

督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者は、死体検案書によると、平成○年○月○日午前○時○分に、直接死因「外傷性ショック」、直接死因の原因「左右上下肢皮下筋肉内出血」、死因の種類「他殺」により、死亡したことが認められる。

(2) 本件災害の発生状況について、事件記録及びF、G、Hの供述調書によると、Hは、平成○年○月○日夕方頃、自宅において飲酒していたところ、被災者が資材の保管場所を間違えたことをきっかけとして、挨拶をしないなど被災者の日頃の態度について説教を始めたが、被災者が煮え切らない態度であったことに立腹し、F及びGと共に、Gが運転する車で、被災者の自宅を經由して第1現場に連れていった。そして、Hは、第1現場到着後しばらくは被災者に口頭で説教していたが、やはりその態度が同じようなものであったことから更に怒りを募らせ、被災者に暴行を加えるに至った。その後、第1現場での暴行が収

まり、いったんは帰路についたものの、Hは、その車中での被災者の態度に再び憤慨し、車を運転しているGに第2現場に行くよう指示し、第2現場において、H及びFが、被災者に対し、その態度ないし言動への憤りから、多数回にわたり、その頭部、顔面、背部及び両上下肢をげんこつで殴打し、足で蹴るなどの暴行を加えたものであり、被災者は、これらの暴行による外傷性ショックにより、死亡したものである。なお、被災者の解剖を担当したI医師は、被災者は、第2現場での暴行によって致命傷を負った旨述べている。

(3) ところで、業務上の負傷による死亡と認められるためには、業務遂行性及び業務起因性が認められることが必要であり、また、他人の故意に基づく暴行による負傷の業務起因性の判断に関しては、通達によれば、業務に従事している場合において被った負傷については、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因するものと推定することとされている。

(4) 事件記録及びF、G、Hの供述調書に基づき、以下、業務遂行性及び業務起因性について検討する。

ア 被災者は、本件災害当日、事業場倉庫において、F及びGから、資材の片付け作業中に保管場所を間違えたことについて業務上の指導を受け、また、Hからも日頃の勤務中の態度について説教を受けているものであり、同指導及び説教について、業務遂行性及び業務起因性が認められることに疑義を抱く余地はない。

イ その後、被災者は、Hらに連れられ、自らの自宅を經由して第1現場に移動し、引き続きHらから説教を受け続けるとともに暴行を加えられるに至ったものであり、第1現場への移動は、事業主であるHの強硬な指示によるものであって、被災者がこれを拒むことは不可能であったと考えられる。Fによると、第1現場における説教の内容は、勤務中の挨拶、勤務態度、仕事ぶりについての注意であったとしており、また、被災者は、明日から頑張りますとの謝罪の言葉を述べて、封筒に「明日からがんばります」、「生意気な態度をなおします」、「休むことなくがんばります」との謝罪文を書いた事実が認められる。以上のことから、第1現場での説教についても、事業場倉庫での説教に引き続き、Hの支配下において、業務に関する指導が行われていたものと認められるものであり、業務遂行性は、未だ失われていないと判

断することが相当である。

ウ 次に、会社に戻る車中において、Hは、再度、被災者に対して「明日から頑張れよ」と言ったところ、被災者がぼうっとして返事をしなかったことから、急遽、第2現場に向かい、同所において、Fとともに被災者に説教し暴力を加えたと述べている。

この点、同時点において、HとFの飲酒は相当量に達していたものと推認され、その勢いによって、被災者に対する暴力が過激さを増す結果になったものと推測される。すると、第2現場における暴力については、もはや被災者に対する指導の意図は消滅していると判断することも可能であり、また、時間の経過及び会社と本件災害現場との距離からみると、業務遂行性もなくなっているとも考えることもできる。しかし、Gの供述から、第2現場における当事者らの言動について精査すると、第2現場においても被災者に対して何度か説教をしている事実があること、被災者に「自分のまちがいでこのような事になりました」と、当初の資材の置き場所を間違えた件について改めて謝罪の文面を書かせていることなど、第2現場においても、Hらが暴力行為を行う理由は被災者の就労態度に係る問題に終始しているとみられ、また、第2現場への移動も事業主であるHの強硬な指示によるものであり、被災者が拒むことができない状況にあったことも明らかであるとの事実を鑑みると、業務との関連性を否定することはできないものである。当審査会としては、第2現場以降におけるHらの暴力行為についても、第1現場における行動と切り離されることなく、継続して行われたものであると認めることが相当であり、したがって、就労時より相当な時間が経過している等の事情はあるも、未だ事業主の支配下にあったと判断すべきであり、業務遂行性は失われておらず、さらに、Hらの暴力行為は常軌を逸してはいるものの依然指導の目的にあったと認められることから、業務起因性もあるものと判断する。

エ なお、本件災害時、Hらは被災者の応答に対して立腹し、暴行をエスカレートさせていった旨を供述しているが、同供述によっても、被災者が具体的に反論や反撃を試みるなど、明らかな自招行為があったと認められるものではなく、さらに、いずれの加害者も、被災者に対して私的な怨恨感情を抱いていた旨の供述をしてはおらず、私怨に基づく暴行であったとも認められないものである。

オ 以上のことから、本件災害における被災者の負傷及び死亡は、業務に起因して生じたものであり、また当該暴力行為は、私的怨恨に基づくものではなく、さらには、被災者に何らの自招行為もなかったと判断することが相当である。

(5) したがって、当審査会は、本件災害の負傷による被災者の死亡は、業務上の事由によるものであると判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。